

(3) 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化

ア 生徒の英語力の向上

(7) 生徒の英語力の状況

(要旨)

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、学習指導要領に基づき達成される英語力の目標である、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学3年生の英語力は平成24年度31.2%から28年度36.1%に、高校3年生の英語力も24年度31.0%から28年度36.4%に、それぞれ緩やかに上昇している。

生徒の英語力については、成果指標として設定された英検の該当級の取得者と、これに相当する英語力を有すると英語担当教員が判断する生徒（以下「相当者」という。）を含めることとされており、平成24年度から27年度までの取得者と相当者の比率をみると、おおむね中学校では1:1、高校では1:2の割合で推移している。

他方、平成27年度における取得者と相当者の比率を都道府県別に比較すると、中学生では、8:2から3:7、高校生では、6:4から2:8と、都道府県ごとにかかなりのバラつきがみられる。また、相当者の割合だけをみても、中学生では最高28.1%に対し最低は8.1%と20.0ポイントの開きがあり、高校生では最高36.3%に対し最低は10.6%と25.7ポイントの開きがある。

今回、中学校41校及び高等学校40校の計81校並びにこれらの学校を管轄する15都道府県教育委員会及び22市区町村教育委員会の計37教育委員会において、相当者の判定方法、判定状況等を調査したところ、相当者の統一的な判定方針を定めているものは2教育委員会のみで、残る35教育委員会は各学校（教員）の判断に一任している状況となっていた。

調査した81校における相当者の判定方法をみると、i) 英検の判定結果を活用して判定（1校）、ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用して判定（11校）、iii) 英検取得者との相対比較で判定（33校）、iv) 英検合格者と比較せず、例えば、定期試験における一定水準以上の得点等で判定（29校）などとなっていた。

また、相当者数の経年比較ができた54校の状況をみると、8割以上の学校（54校中46校、85.2%）で、対前年度比較で50%以上増減しており、その理由について、調査により確認できた15校では、担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更になったことによるとする意見（13校）が大半を占めていた。

文部科学省は、教育委員会を通じて学校に配布・活用を求めているCEFR判定表やCAN-DOリストを用いることにより、相当者の判定は可能として

いる。

しかし、調査した教育委員会からは、相当者の判定について、現行の英語力の目標設定は妥当とする意見（1教育委員会）がある一方、現行の英語力の目標設定は疑問がある（7教育委員会）、国による判定基準の策定を求める（12教育委員会）、相当者の判定の正確性を疑問視する（7教育委員会）などの意見がみられた。

また、調査した中学校・高等学校からも、現在の英語力の測定指標が英検の取得を前提としていることに関し、学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることへの違和感があるとする意見（1校）がみられるほか、相当者の判定については、英語教員の主観に判定が左右されることに疑問がある（7校）、相当者を判定する際に、4技能を正確に評価できているのか不安がある（6校）などの意見がみられた。

（成果指標とその実績）

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、学習指導要領に基づき達成される英語力の目標である、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されている。

文部科学省は、毎年公立小・中・高等学校を対象に実施する「英語教育実施状況調査」により、生徒の英語力を把握しており、これによると、図表3-(3)-ア-①のとおり、中学3年生の英語力は平成24年度31.2%から28年度36.1%に、高校3年生の英語力も24年度31.0%から28年度36.4%に、それぞれ緩やかに上昇している。

図表3-(3)-ア-① 中学3年生、高校3年生の英語力の推移（平成24年度～28年度）

（単位：％）

| 区 分 | 目標値 (平成29年度) | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----------|-----------------|--------|------|------|------|------|
| 中学3年生の英語力 | 50.0 | 31.2 | 32.2 | 34.6 | 36.6 | 36.1 |
| 高校3年生の英語力 | 50.0 | 31.0 | 31.0 | 31.9 | 34.3 | 36.4 |

（注）1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査（文部科学省）、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 平成24年度、26年度、27年度及び28年度はそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

(生徒の英語力の判定)

生徒の英語力については、成果指標として設定された英検の該当級の取得者と、相当者を含めることとされており、図表 3-(3)-ア-②のとおり、平成 24 年度から 27 年度までの取得者と相当者の比率をみると、おおむね中学校では 1:1 (例えば、平成 27 年度は取得者 18.9%、相当者 17.7%)、高校では 1:2 (例えば、平成 27 年度は取得者 11.5%、相当者 22.8%) の割合で推移している。

図表 3-(3)-ア-② 中学 3 年生、高校 3 年生の英語力に占める取得者及び相当者の内訳 (平成 24 年度～27 年度)

(単位：%)

| 区分 | 平成 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|
| 中学 3 年生の英語力 | 31.2 | 32.2 | 34.6 | 36.6 |
| うち、取得者 | 16.2 | 16.5 | 18.4 | 18.9 |
| うち、相当者 | 15.0 | 15.7 | 16.3 | 17.7 |
| 高校 3 年生の英語力 | 31.0 | 31.0 | 31.9 | 34.3 |
| うち、取得者 | 10.6 | 11.0 | 11.1 | 11.5 |
| うち、相当者 | 20.4 | 20.0 | 20.8 | 22.8 |

- (注) 1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査(文部科学省)、25年度から27年度までは「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。
 2 平成24年度、26年度及び27年度はそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。

他方、平成 27 年度における取得者と相当者の比率を都道府県別に比較すると、中学生では、図表 3-(3)-ア-③のとおり、8:2 (秋田県) から 3:7 (奈良県)、高校生では、図表 3-(3)-ア-④のとおり、6:4 (沖縄県) から 2:8 (奈良県) と、都道府県ごとにかんがりのバラつきがみられる。また、相当者の割合だけをみても、中学生では最高 28.1% (千葉県) に対し最低は 8.1% (和歌山県) と 20.0 ポイントの開きがあり、高校生では、最高 36.3% (千葉県) に対し最低は 10.6% (沖縄県) と 25.7 ポイントの開きがある。

図表 3-(3)-ア-③ 中学 3 年生の都道府県別英語力と取得者・相当者の比率 (平成 27 年度)

(単位：%)

| 区分 | 中学 3 年生の英語力 | | | 英語力に占める取得者・相当者の比率 | |
|-----|-------------|---------|-------|-------------------|------|
| | 英語力 | 取得者・相当者 | | 取得者 | 相当者 |
| | | うち取得者 | うち相当者 | | |
| 北海道 | 28.1 | 12.8 | 15.3 | 45.5 | 54.5 |
| 青森県 | 35.5 | 21.2 | 14.3 | 59.8 | 40.2 |
| 岩手県 | 32.8 | 18.5 | 14.4 | 56.3 | 43.7 |
| 宮城県 | 35.4 | 15.9 | 19.5 | 45.0 | 55.0 |

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 秋田県 | 48.6 | 39.7 | 9.0 | 81.6 | 18.4 |
| 山形県 | 29.4 | 16.6 | 12.8 | 56.6 | 43.4 |
| 福島県 | 32.0 | 15.3 | 16.6 | 48.0 | 52.0 |
| 茨城県 | 39.8 | 24.1 | 15.7 | 60.6 | 39.4 |
| 栃木県 | 35.3 | 18.9 | 16.4 | 53.6 | 46.4 |
| 群馬県 | 40.4 | 24.3 | 16.1 | 60.1 | 39.9 |
| 埼玉県 | 41.6 | 21.1 | 20.5 | 50.7 | 49.3 |
| 千葉県 | 52.1 | 24.0 | 28.1 | 46.1 | 53.9 |
| 東京都 | 47.9 | 30.2 | 17.7 | 63.0 | 37.0 |
| 神奈川県 | 41.9 | 24.3 | 17.6 | 58.0 | 42.0 |
| 新潟県 | 30.5 | 14.7 | 15.8 | 48.1 | 51.9 |
| 富山県 | 38.4 | 18.2 | 20.2 | 47.5 | 52.5 |
| 石川県 | 47.8 | 27.2 | 20.5 | 57.0 | 43.0 |
| 福井県 | 42.7 | 19.7 | 23.0 | 46.0 | 54.0 |
| 山梨県 | 30.4 | 16.3 | 14.1 | 53.6 | 46.4 |
| 長野県 | 33.7 | 18.5 | 15.2 | 54.9 | 45.1 |
| 岐阜県 | 34.3 | 16.2 | 18.1 | 47.3 | 52.7 |
| 静岡県 | 33.9 | 16.9 | 17.1 | 49.8 | 50.2 |
| 愛知県 | 31.6 | 16.4 | 15.1 | 52.0 | 48.0 |
| 三重県 | 31.4 | 13.8 | 17.6 | 43.9 | 56.1 |
| 滋賀県 | 36.8 | 18.6 | 18.1 | 50.7 | 49.3 |
| 京都府 | 40.4 | 20.5 | 19.9 | 50.8 | 49.2 |
| 大阪府 | 28.9 | 9.7 | 19.2 | 33.5 | 66.5 |
| 兵庫県 | 33.7 | 15.5 | 18.3 | 45.9 | 54.1 |
| 奈良県 | 34.1 | 10.8 | 23.3 | 31.7 | 68.3 |
| 和歌山県 | 39.9 | 31.8 | 8.1 | 79.6 | 20.4 |
| 鳥取県 | 40.7 | 15.9 | 24.8 | 39.1 | 60.9 |
| 島根県 | 27.7 | 11.8 | 15.9 | 42.7 | 57.3 |
| 岡山県 | 35.0 | 17.8 | 17.2 | 50.9 | 49.1 |
| 広島県 | 39.5 | 19.5 | 20.0 | 49.4 | 50.6 |
| 山口県 | 28.7 | 12.7 | 16.1 | 44.1 | 55.9 |
| 徳島県 | 39.1 | 18.1 | 21.1 | 46.1 | 53.9 |
| 香川県 | 31.9 | 14.9 | 16.9 | 46.9 | 53.1 |
| 愛媛県 | 36.2 | 17.7 | 18.5 | 49.0 | 51.0 |
| 高知県 | 25.8 | 11.3 | 14.5 | 43.8 | 56.2 |
| 福岡県 | 31.5 | 14.5 | 16.9 | 46.2 | 53.8 |
| 佐賀県 | 32.4 | 17.0 | 15.4 | 52.6 | 47.4 |
| 長崎県 | 32.7 | 15.7 | 17.0 | 48.0 | 52.0 |
| 熊本県 | 26.9 | 13.5 | 13.4 | 50.1 | 49.9 |
| 大分県 | 33.9 | 17.7 | 16.2 | 52.3 | 47.7 |
| 宮崎県 | 37.7 | 25.4 | 12.3 | 67.2 | 32.8 |
| 鹿児島県 | 36.3 | 20.1 | 16.1 | 55.5 | 44.5 |
| 沖縄県 | 29.2 | 17.8 | 11.5 | 60.8 | 39.2 |
| 全国平均 | 36.6 | 18.9 | 17.7 | 51.6 | 48.4 |

(注) 1 平成 27 年度「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 政令指定都市のある都道府県の数値は、政令指定都市の実績も含む。

3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。

4 中学3年生の英語力のうち相当者部分の網掛けは、割合が最高のもの及び最低のものに付した。

5 英語力に占める取得者・相当者の比率部分の網掛けは、取得者・相当者の比率が最大のもの及び最小のものに付した。

図表 3-(3)-ア-④ 高校 3 年生の都道府県別英語力と取得者・相当者の比率（平成 27 年度）

（単位：％）

| 区 分 | 高校 3 年生の英語力 | | | 英語力に占める取得者・相当者の比率 | |
|------|-------------|-------|-------|-------------------|------|
| | 英語力 | うち取得者 | うち相当者 | 取得者 | 相当者 |
| 北海道 | 29.4 | 10.2 | 19.2 | 34.6 | 65.4 |
| 青森県 | 36.2 | 19.9 | 16.3 | 54.9 | 45.1 |
| 岩手県 | 34.5 | 12.3 | 22.3 | 35.5 | 64.5 |
| 宮城県 | 30.2 | 9.5 | 20.7 | 31.6 | 68.4 |
| 秋田県 | 35.8 | 15.7 | 20.1 | 43.9 | 56.1 |
| 山形県 | 38.1 | 16.8 | 21.4 | 43.9 | 56.1 |
| 福島県 | 25.1 | 7.5 | 17.6 | 29.9 | 70.1 |
| 茨城県 | 27.2 | 13.6 | 13.7 | 49.8 | 50.2 |
| 栃木県 | 39.6 | 11.7 | 27.9 | 29.5 | 70.5 |
| 群馬県 | 49.7 | 14.8 | 34.8 | 29.8 | 70.2 |
| 埼玉県 | 36.4 | 10.9 | 25.5 | 29.9 | 70.1 |
| 千葉県 | 46.2 | 9.9 | 36.3 | 21.5 | 78.5 |
| 東京都 | 36.3 | 13.0 | 23.2 | 35.9 | 64.1 |
| 神奈川県 | 27.8 | 8.9 | 18.9 | 32.0 | 68.0 |
| 新潟県 | 35.3 | 9.4 | 25.9 | 26.7 | 73.3 |
| 富山県 | 39.1 | 11.4 | 27.7 | 29.2 | 70.8 |
| 石川県 | 40.5 | 11.6 | 28.9 | 28.6 | 71.4 |
| 福井県 | 42.5 | 15.9 | 26.6 | 37.4 | 62.6 |
| 山梨県 | 30.0 | 13.4 | 16.6 | 44.8 | 55.2 |
| 長野県 | 35.0 | 12.2 | 22.7 | 35.0 | 65.0 |
| 岐阜県 | 37.9 | 8.6 | 29.3 | 22.7 | 77.3 |
| 静岡県 | 38.1 | 12.3 | 25.8 | 32.2 | 67.8 |
| 愛知県 | 31.3 | 8.8 | 22.5 | 28.1 | 71.9 |
| 三重県 | 31.2 | 8.7 | 22.5 | 27.9 | 72.1 |
| 滋賀県 | 31.9 | 10.0 | 21.9 | 31.3 | 68.7 |
| 京都府 | 32.8 | 14.3 | 18.5 | 43.7 | 56.3 |
| 大阪府 | 31.2 | 10.2 | 21.0 | 32.7 | 67.3 |
| 兵庫県 | 41.5 | 11.6 | 30.0 | 27.8 | 72.2 |
| 奈良県 | 30.5 | 5.8 | 24.7 | 19.1 | 80.9 |
| 和歌山県 | 22.5 | 7.5 | 15.0 | 33.4 | 66.6 |
| 鳥取県 | 35.0 | 9.0 | 26.0 | 25.7 | 74.3 |
| 島根県 | 31.6 | 10.9 | 20.7 | 34.5 | 65.5 |
| 岡山県 | 35.6 | 10.0 | 25.6 | 28.1 | 71.9 |
| 広島県 | 34.9 | 15.5 | 19.3 | 44.5 | 55.5 |
| 山口県 | 31.6 | 7.0 | 24.6 | 22.2 | 77.8 |
| 徳島県 | 35.9 | 12.5 | 23.4 | 34.9 | 65.1 |
| 香川県 | 30.8 | 9.4 | 21.4 | 30.6 | 69.4 |
| 愛媛県 | 34.0 | 14.3 | 19.7 | 42.0 | 58.0 |
| 高知県 | 26.2 | 14.5 | 11.7 | 55.4 | 44.6 |
| 福岡県 | 39.1 | 14.5 | 24.6 | 37.2 | 62.8 |
| 佐賀県 | 31.0 | 11.7 | 19.3 | 37.8 | 62.2 |
| 長崎県 | 35.1 | 10.1 | 25.0 | 28.8 | 71.2 |
| 熊本県 | 30.4 | 15.7 | 14.7 | 51.6 | 48.4 |
| 大分県 | 39.1 | 16.6 | 22.5 | 42.4 | 57.6 |
| 宮崎県 | 39.0 | 18.3 | 20.7 | 47.0 | 53.0 |
| 鹿児島県 | 28.0 | 13.5 | 14.5 | 48.1 | 51.9 |
| 沖縄県 | 24.0 | 13.3 | 10.6 | 55.6 | 44.4 |
| 全国平均 | 34.3 | 11.5 | 22.8 | 33.5 | 66.5 |

- (注) 1 平成 27 年度「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。
 2 政令指定都市のある都道府県の数値は、政令指定都市の実績も含む。
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。
 4 高校3年生の英語力のうち相当者部分の網掛けは、割合が最高のもので及び最低のものに付した。
 5 英語力に占める取得者・相当者の比率部分の網掛けは、取得者・相当者の比率が最高のもので及び最低のものに付した。

今回、当省において、中学校 41 校及び高等学校 40 校の計 81 校を抽出するとともに、これらの学校を管轄する 15 都道府県教育委員会及び 22 市区町村教育委員会の計 37 教育委員会において、相当者の判定方法、判定状況等を調査したところ、図表 3-(3)-ア-⑤のとおり、2 教育委員会は、英語力の把握方法の統一性を確保するため、英検 I B A の判定結果を活用する、英語科の評定 4 以上を相当者とするといった判定方針を定めていたが、残る 35 教育委員会は各学校(教員)の判断に一任している状況となっていた。

図表 3-(3)-ア-⑤ 当省が調査した 37 教育委員会における相当者の判定方針の策定状況

(単位：教育委員会)

| 区 分 | 教育委員会 |
|--|-------|
| 教育委員会としての判定方針を策定 | 2 |
| 全ての生徒が受験する英検 I B A の判定結果に基づき、相当者を判定するよう、管内の学校に通知 | 1 |
| 英語科の評定 4 以上の生徒を相当者と判定するよう、英語教育実施状況調査の記入要領に追記 | 1 |
| 各学校(教員)の判断に一任 | 35 |

(注) 当省の調査結果による。

調査した 81 校における相当者の判定方法をみると、年度により異なる場合もあるが、調査時点ではおおむね図表 3-(3)-ア-⑥のとおり、i) 英検の判定結果を活用して判定(1校)、ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用して判定(11校)、iii) 英検取得者との相対比較で判定(33校)、iv) 英検合格者と比較せず、例えば、定期試験における一定水準以上の得点等で判定(29校)、v) 生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上(3校)することとしていたほか、生徒全員に英検を受験させ合格した取得者のみを報告するもの(1校)、相当者の判定はできないとするもの(3校)もみられた。

図表 3-(3)-ア-⑥ 当省が調査した中学校・高等学校における相当者の判定例

| 区分 | 判定例 |
|--------------------------|--|
| 英検の判定結果を活用 | ・ 英検を受験し、準2級に不合格となった者のうち、合格点に近い者を相当者と判定 |
| 英検以外の外部検定試験の結果を活用 | ・ 生徒全員にGTEC for STUDENTS (注2)を受験させ、その結果により相当者を判定 ・ 中学3年生に英語能力判定テスト(注3)を受験させ、その結果により相当者を判定 |
| 英検取得者との相対比較 | ・ 定期試験の英語科において、最も点数の低い取得者を上回る得点をとった生徒を相当者と判定 ・ 定期試験の英語科において、全取得者の得点の平均値を上回る生徒を相当者と判定 ・ 日頃の授業態度等から取得者との英語力を比較し、判定 |
| 英検合格者と比較せず、教員独自の基準 | ・ 定期試験で80点以上を相当者と判定 ・ 評定4以上の生徒を相当者と判定 |
| 生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上 | ・ 毎年度、同人数の相当者を報告 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 GTEC for STUDENTSは、株式会社ベネッセコーポレーションが実施する「聞く」「読む」「書く」の3技能を測るスコア型英語テストである。

3 英語能力判定テストは、公益財団法人日本英語検定協会が学校・企業・その他団体向けに開発した受験者の英語能力を判定するスコア制のテストである。

調査した81校のうち、相当者数の経年比較ができた54校の状況を見ると、8割以上の学校(54校中46校、85.2%)で、対前年度比較で50%以上増減しており、当該学校における具体的な判定例は、図表3-(3)-ア-⑦のとおりとなっている。

図表 3-(3)-ア-⑦ 当省が調査した中学校・高等学校のうち相当者数が対前年度比較で50%以上増減している学校における具体的な判定例

| i) 英検の判定結果を活用 | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------|----------|------|------|----|--|-----|--|--|--|----------|
| ・ 広島県教育委員会管内高等学校の例 | | | | | | | | | | | | |
| 当該高等学校では、平成27年度は、英検を受験し、準2級に不合格となった生徒のうち、合格点に近い生徒を相当者と判定(不合格の判定結果は、合格点に近い順からA、Bと評価され、同校ではAと評価された生徒を相当者と判定)している。経年比較ができた平成26年度と27年度の相当者の数を比較すると、4人から23人に増加しており、その増減率は475.0%となっている。 | | | | | | | | | | | | |
| <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: center;">26年度</th> <th style="text-align: center;">→</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">相当者数</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">+475.0%増</td> </tr> </tbody> </table> | | 26年度 | → | 27年度 | 相当者数 | 4人 | | 23人 | | | | +475.0%増 |
| | 26年度 | → | 27年度 | | | | | | | | | |
| 相当者数 | 4人 | | 23人 | | | | | | | | | |
| | | | +475.0%増 | | | | | | | | | |

ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用

・ 山形県教育委員会管内高等学校の例

当該高等学校では、平成 25 年度以降、生徒全員に GTEC for STUDENTS を受験させ、英語担当教員がその結果をもとに相当者を判定している。経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、40 人から 16 人に減少しており、その増減率は▲60.0%となっている。一方、25 年度と 26 年度を比較すると、16 人から 61 人に増加しており、その増減率は 281.3%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

| | <u>24年度</u> | | <u>25年度</u> | | <u>26年度</u> |
|------|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 相当者数 | 40人 | → | 16人 | → | 61人 |
| | | | ▲60.0%減 | | +281.3%増 |

iii) 英検取得者との相対比較

・ 広島県教育委員会管内高等学校の例

当該高等学校では、英語担当教員が、各年度に英検準 2 級を受験して合格した生徒のうち、最低点で合格した生徒を基準として、当該生徒よりも各種模試の点数や定期テストの点数が高い生徒を相当者と判定している。

経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、150 人から 30 人に減少しており、その増減率は▲80.0%となっている。一方、25 年度と 26 年度を比較すると、30 人から 74 人に増加しており、その増減率は 146.7%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

| | <u>24年度</u> | | <u>25年度</u> | | <u>26年度</u> |
|------|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 相当者数 | 150人 | → | 30人 | → | 74人 |
| | | | ▲80.0%減 | | +146.7%増 |

・ 仙台市教育局管内中学校の例

当該中学校では、英検 3 級を取得している生徒の定期テスト、授業内でのテストの平均点を算出し、英検 3 級以上を取得していない生徒のうち、当該平均点以上を得点した生徒を相当者と判定している。

経年比較ができた平成 25 年度と 26 年度の相当者の数を比較すると、47 人から 15 人に減少しており、その増減率は▲68.1%となっている。一方、26 年度と 27 年度を比較すると、15 人から 30 人に増加しており、その増減率は 100.0%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

| | <u>25年度</u> | | <u>26年度</u> | | <u>27年度</u> |
|------|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 相当者数 | 47人 | → | 15人 | → | 30人 |
| | | | ▲68.1%減 | | +100.0%増 |

・ 神戸市教育委員会管内中学校の例

当該中学校では、中学 3 年生各クラスの英語担当教員が実際に英検 3 級を取得している生徒の定期テストの点数や授業での受け答え等を参考に、相当者となり得る生徒の定期テストの点数や授業での受け答え等の状況をもとに判定している。経年比較ができた平成 26 年度と 27 年度の相当者の数を比較すると、90 人から 150 人に増加しており、その増減率は 66.7%となっている。

| | <u>26年度</u> | | <u>27年度</u> |
|------|-------------|---|-------------|
| 相当者数 | 90人 | → | 150人 |
| | | | +66.7%増 |

- iv) 英検合格者と比較せず、教員独自の基準
- 千葉県教育委員会管内高等学校の例
当該高等学校では、定期テストや英語担当教員との口頭でのやりとりを点数化し評価するパフォーマンステストを基に、生徒が英検準 2 級相当以上の英語力を有するとした場合に当然理解していなければならない語彙や構文を正解できているかに着目して各英語担当教員が判定している。
経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、59 人から 25 人に減少しており、その増減率は▲57.6%となっている。一方、26 年度と 27 年度を比較すると、25 人から 127 人に増加しており、その増減率は 408.0% となっており、年度により相当者は大きく増減している。

| | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 |
|------|---------|---|------|----------|------|---|------|
| 相当者数 | 59人 | → | 25人 | → | 25人 | → | 127人 |
| | ▲57.6%減 | | | +408.0%増 | | | |

- v) 生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上
- 大阪府教育委員会管内高等学校の例
当該高等学校では、平成 24 年度以降、2 年生時に受験した英検 I B A、英検の過去問、授業の態度を見て判断している。平成 24 年度は、200 人程度は合格するのではないかという感覚的な数を報告し、25 年度は取得者が増加したため、50 人と報告したとしている。26 年度以降も毎年度レベルは変わらないものとして、50 人と報告している。
この結果、平成 24 年度と 25 年度以降では、▲75.0%の減少となっている。

| | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 |
|------|---------|---|------|---|------|---|------|
| 相当者数 | 200人 | → | 50人 | → | 50人 | → | 50人 |
| | ▲75.0%減 | | | | | | |

(注) 当省の調査結果による。

対前年度比較で50%以上増減している理由について、当省の調査により確認できた15校では、図表3-(3)-ア-⑧のとおり、担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更となったことによるとするもの(13校)が大半を占めている。

図表 3-(3)-ア-⑧ 15 中学校・高等学校における相当者が大幅に増減した理由

| 相当者の増減の発生理由 | (単位：学校、%) | |
|---|-----------|------|
| | 学校 | 割合 |
| 担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更 | 13 | 86.7 |
| 生徒全員が受験する外部検定試験の結果を判定に利用した結果、相当者数が大幅に増加 | 1 | 6.7 |
| 実際に生徒の英語力が向上したため、相当者数が増加 | 1 | 6.7 |
| 計 | 15 | 100 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計値は100とにならない。

一方、文部科学省は、教育委員会を通じて学校に配布・活用を求めている C E F R 判定表（文部科学省が策定した外部検定試験の成績等を相互に換算するリスト。図表3-(3)-ア-⑨参照）の配布や C A N - D O リスト（図表3-(3)-ア-⑩参照）を用いることにより、相当者の判定は可能としている。

図表 3-(3)-ア-⑨ C E F R 判定表の内容

| | | |
|---|----|--|
| <p>C E F R（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された、欧州域内外で使われている指標。</p> | | |
| 熟練した言語使用者 | C2 | 聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。 |
| | C1 | いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。 |
| 自立した言語使用者 | B2 | 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。 |
| | B1 | 仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。 |
| 基礎段階の言語使用者 | A2 | ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。 |
| | A1 | 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。 |

各試験団体のデータによる CEFR との対照表

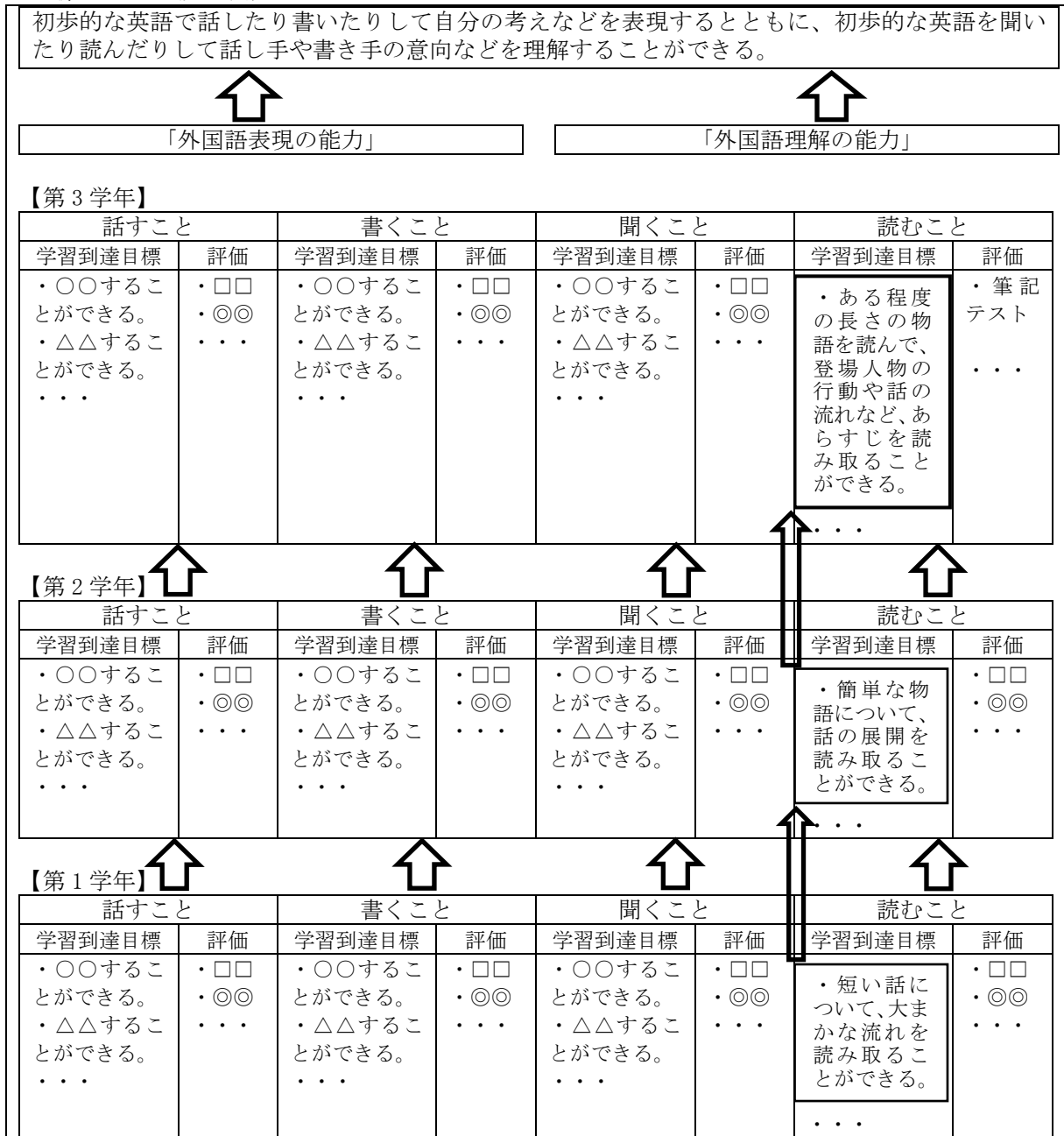
| CEFR | Cambridge English | 英検 | GTEC CBT | IELTS | TEAP | TOEFL iBT | TOEFL Junior Comprehensive | TOEIC/ TOEIC S&W |
|------|-------------------|--------------------|-------------------|---------|---------|-----------|----------------------------|-----------------------------------|
| C2 | CPE (200+) | | | 8.5-9.0 | | | | |
| C1 | CAE (180-199) | 1 級 (2810-3400) | 1400 | 7.0-8.0 | 400 | 95-120 | | 1305-1390 L&R 945～ S&W 360～ |
| B2 | FCE (160-179) | 準 1 級 (2596-3200) | 1250 - 1399 | 5.5-6.5 | 334-399 | 72-94 | 341-352 | 1095-1300 L&R 785～ S&W 310～ |
| B1 | PET (140-159) | 2 級 (1780-2250) | 1000 - 1249 | 4.0-5.0 | 226-333 | 42-71 | 322-340 | 790-1090 L&R 550～ S&W 240～ |
| A2 | KET (120-139) | 準 2 級 (1635-2100) | 700-999 | 3.0 | 186-225 | | 300-321 | 385-785 L&R 225～ S&W 160～ |
| A1 | | 3 級-5 級 (790-1875) | -699 | 2.0 | | | | 200-380 L&R 120～ S&W 80～ |

(注) 「平成27年度英語教育改善のための英語力調査事業報告」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

図表 3-(3)-ア-⑩ CAN-DOリストの内容

○ CAN-DOリストの作成による学習到達状況の把握の推進
 文部科学省は、「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年6月30日外国語能力の向上に関する検討会提言)に基づき、各中学校・高等学校が学習指導要領に基づき生徒に求められる英語力を達成するための学習達成目標を、「CAN-DOリスト」の形で具体的に設定することを推進しており、平成25年3月に各学校におけるCAN-DOリスト作成の推進のため、「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習達成目標設定の手引き」を策定し、教育委員会に配布している。

○ 「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標例(中学校学習指導要領における外国語科の目標に基づく設定例)



(注) 「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

しかし、調査した教育委員会からは、相当者の判定を含む英語力の目標について、図表3-(3)-ア-⑪のとおり、現行の英語力の目標設定は妥当とする意見（1教育委員会）がある一方、現行の英語力の目標設定は疑問がある（7教育委員会）、国による判定基準の策定を求める（12教育委員会）、相当者の判定の正確性を疑問視する（7教育委員会）などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑪ 現行の英語力の目標に対する都道府県等教育委員会の意見の例

| 区 分 | 意見・要望の主な内容 |
|---------------------|---|
| 現行の英語力の目標設定は妥当 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒と教員の英語力に関する第2期計画の目標は、日本の置かれた国際環境からみてあるべき姿であり、妥当である。 |
| 現行の英語力の目標設定は疑問 | <ul style="list-style-type: none"> 国が目指す生徒の英語力を測定する試験として、英検を指標とすることが妥当なのか検討が必要ではないか。また、英検対策の指導となる懸念があり、英検取得を前提とするのであれば、それに見合った学習内容や指導の在り方の明確化が必要である。 第2期計画では、平成29年度までに英検3級又は準2級程度以上を達成した生徒の割合を50%以上としているが、その妥当性が不明である。 学習指導要領の内容を達成することと目標とされる英検を取得することの関連性が不明確である。 目標とされている英語力が英検3級程度以上とされているが、全生徒が英検を受験するわけではないため、全生徒を対象とした試験等の結果に基づき英語力を判断すべきと考える。 |
| 国による判定基準の策定を希望 | <ul style="list-style-type: none"> 国が具体的な判断基準を示していないため、相当者の判定方法は各英語教員に任せられている。特に、「話す」能力の判定は困難であり、国による定量的な判定基準を策定してほしい。 国が基準を示していないので相当者の判定は困難である。また、国が判定基準を検討する際は、試験の点数ではなく、学ぶべき能力を身に付けられているかを判定する評価方式にしてほしい。 相当者の判断は教員に任せられており、都道府県や教員ごとにその判断方法が異なる可能性がある。英語教育実施状況調査の結果を都道府県ごとに公表するのであれば、国は相当者の判断に係るガイドライン等を示すべきである。 |
| 相当者の判定の正確性を疑問視 | <ul style="list-style-type: none"> 英語教員の主観が入り得る調査方法であるため、生徒の英語力の実態を正確に把握できていないのではないかと考える。 相当者の判定基準が曖昧なため、報告される英語力には大きなばらつきが発生している印象があり、その合算値を政府の成果指標としていることに疑問がある。 英語力に関する目標値のレベルに異存はないが、相当者を計上する把握方法は正確とはいえず、相当者を含めるべきか検討が必要であると考え。 |
| 成果目標の達成に向けた国の支援が必要等 | <ul style="list-style-type: none"> 学校教育だけの成果目標の達成は困難であり、国の支援策を明確に示してほしい。 生徒の英語力については、英検だけではなく、複数の外部試験における目標値を示すべきである。 |

（注） 当省の調査結果による。

また、調査した中学校・高等学校からも、現在の英語力の成果指標が英検の取得を前提としていることに関し、図表3-(3)-ア-⑫のとおり、学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることに違和感があるとする意見（1校）がみられるほか、相当者の判定については、英語教員の主観に判定が左右されることに疑問がある（7校）、相当者を判定する際に、4技能を正確に評価できているのか不安がある（6校）などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑫ 生徒の英語力の目標に対する中学校・高等学校の意見の例

| 区 分 | 意見の主な内容 |
|---|---|
| 学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることへの違和感 | <ul style="list-style-type: none"> 英検を受験していない生徒が、英検 3 級相当の英語力があるのかを学校で判断しなければならないが、英検と学校におけるテストを対比させることは難しい。 |
| 英語教員の主観に判定が左右されることに対する疑問 | <ul style="list-style-type: none"> 相当者の判定は各教員の主観に委ねられており、生徒の英語力に関する目標を実際に達成しているのか、客観的に判断しにくい。 定期テスト、外部模擬試験、GTEC、通常の授業における発表などで生徒の英語力を判定しているが、判定が妥当なのか不安である。 |
| 4技能の正確な評価ができていないのか不安 | <ul style="list-style-type: none"> 「話す」、「聞く」技能については、授業を担当する教員の主観が大きく影響する。 外部試験と照らし合わせた正確な判断が難しく、特にスピーキングの評価が難しい。 |
| 国による基準の策定を希望 | <ul style="list-style-type: none"> 相当者の判断基準を具体的に示してほしい。 相当者の判断に苦慮していないが、国が明確な判断方法を示せば、判断はより容易になる。 |

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 生徒の英語力の向上に関する取組状況

(要旨)

調査した教育委員会及び中学校・高等学校においては、①生徒の英検の受験率向上や正確な英語力の把握、それによる学習意欲の向上等を目的とした英検受験料の補助、②A L Tの活用やI C T機器の活用、③小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業（文部科学省）などの取組を実施している。

(英検等の受験促進・支援)

生徒の外部検定試験については、文部科学省の事業において、一部、各検定機関により特別価格で受験できる制度があるが、国からの受験料の補助は実施されていない。

一方、調査した教育委員会の中には、i) 英検受験料を全額補助（3教育委員会）、ii) 英検受験料を一部補助（1教育委員会）、iii) 外部検定試験（英検I B A）の受験料を補助（4教育委員会）など、独自に、生徒が英検等を受験する際の受験料を補助している例がみられた。

調査した教育委員会からは、生徒の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語力の向上に効果があるとして、i) 国による受験料の補助を要望（17教育委員会）、ii) 特別価格による受験制度の継続・拡大を要望（3教育委員会）、iii) 受験機会の拡大を要望（2教育委員会）する意見がみられた。

(A L Tの活用)

学習指導要領では、外国語の授業において、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深めるなどの指導体制等の工夫を求めており、小学校・中学校・高等学校に外国語指導助手（A L T）が配置されている。

調査した中学校・高等学校では、各校ともA L Tが配置されており、その効果について、i) 生徒の学習意欲の向上に役立つ（33校：中学校16、高等学校17）、ii) 生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ（28校：中学校15、高等学校13）、iii) 4技能のバランスのよい指導に役立つ（24校：中学校10、高等学校14）などの意見がみられた。

(I C T機器の活用)

I C T機器の活用状況としては、例えば、タブレット端末等のI C T機器を活用し、英語の授業を実施している例のほか、T V会議システムを活用して遠隔地のA L T等との交流授業を実施している例、インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例がみられた。

(外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修)

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の英語コミュニケーション能力や英語指導力を目的とした研修の充実を図る「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を実施している。

当省が調査した教育委員会及び学校では、本事業について、生徒の英語力の向上にどの程度資するのかを具体的に分析しているところはないが、効果的と評価し（4教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を望む意見（4教育委員会、14校）もみられた。

なお、本事業を含む「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」については、文部科学省の平成28年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

調査対象37教育委員会及び81中学校・高等学校においては、①生徒の英検の受験率向上や正確な英語力の把握、それによる学習意欲の向上等を目的とした英検受験料の補助、②ALTの活用やICT機器の活用、③外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修（文部科学省）などの取組を実施している。

a 英検等の受験促進・支援

生徒の外部検定試験については、後述する文部科学省の事業である「英語教育強化地域拠点事業」の拠点校及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の研修協力校において、各検定機関により特別価格で受験できる制度があるが、国からの受験料の補助は実施されていない。

一方、調査した教育委員会の中には、図表3-(3)-ア-⑬のとおり、i) 英検受験料を全額補助（3教育委員会）、ii) 英検受験料を一部補助（1教育委員会）、iii) 外部検定試験（英検I B A）の受験料を補助（4教育委員会）など、独自に、生徒が英検等を受験する際の受験料を補助している例がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑬ 当省が調査した教育委員会における生徒の英検受験促進のための取組例

| 区 分 | 取組の内容 |
|--------------------|---|
| 英検受験料を全額補助 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から町内の中学 3 年生に英検 3 級を受験させ、その受験料を全額補助 平成 25 年度から県内の中学 3 年生全員を対象とした英検受験料の全額補助を実施 平成 28 年度から市内の中学生 100 人を上限に英検 3 級以上の受験料を全額負担 |
| 英検受験料を一部補助 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から市内の生徒の英検受験に係る受験料の一部を補助 |
| 英検以外の外部検定試験の受験料を補助 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から県内の高校 2 年生全員を対象とした英検 I B A の受験料を補助 平成 28 年度から市内の全中学生を対象に英検 I B A を受験させており、その費用を市が負担 平成 27 年度から 29 年度まで、年 1 回、県内の公立中学校及び公立高等学校の生徒を対象に実施する英検 I B A の受験料を補助 平成 23 年度から市内全中学校の 3 年生全員を対象に英語能力判定テストを受験させており、その費用を市が負担 |

(注) 1 実施要項等に基づき、当省が作成した。
 2 英語能力判定テストは、平成 27 年度からは英検 I B A に名称変更している。

調査した教育委員会からは、生徒の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語力の向上に効果があるとして、図表 3-(3)-ア-⑭のとおり、i) 国による受験料の補助を要望 (17 教育委員会)、ii) 特別価格による受験制度の継続・拡大を要望 (3 教育委員会)、iii) 受験機会の拡大を要望 (2 教育委員会) する意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑭ 当省が調査した教育委員会における生徒の英検受験促進のための支援を要望する意見の例

| 区 分 | 意見の主な内容 |
|----------------------|---|
| 国による受験料の補助を要望 | <ul style="list-style-type: none"> 外部検定試験の受験料を国から補助してほしい。 英語力の判断基準を英検の取得者数としている以上、全生徒が受験できるよう補助してほしい。 英検の受験機会を増やすため、受験料の免除や補助等の支援が必要である。 |
| 特別価格による受験制度の存続・拡大を要望 | <ul style="list-style-type: none"> 中学生・高校生を対象とした外部検定試験の受験料を減額する特別受験制度を導入してほしい。 |
| 受験機会の拡大を要望 | <ul style="list-style-type: none"> 受験地の拡充等外部試験の受験機会を拡充してほしい。 離島やへき地在住の生徒の外部検定試験の受験機会の確保及び受験促進のため予算措置してほしい。 |

(注) 当省の調査結果による。

b ALT、ICT機器の活用

(ALTの活用)

学習指導要領では、図表 3-(3)-ア-⑮のとおり、外国語の授業において、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深めるなどの指導体制等の工夫を求めており、小学校・中学校・高等学校に外国語指導助手（ALT）が配置されている。

図表 3-(3)-ア-⑮ ネイティブ・スピーカーの活用に関する学習指導要領の記載内容

| 区 分 | 記 載 内 容 |
|------|--|
| 小学校 | 第4章 外国語活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用を努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。 |
| 中学校 | 第2章 各教科 第9節 外国語 3 指導計画の作成と内容の取扱い (5) キ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。 |
| 高等学校 | 第2章 各教科に共通する各教科 第8節 外国語 第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを適宜指導に生かしたりすること。また、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て行うティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること。 |

(注) 「学習指導要領」(文部科学省)による。

ALTの配置に関連しては、昭和62年から、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、地方公共団体が主体となり、図表 3-(3)-ア-⑯のとおり、外国語教育等に携わる海外の青年を招致する「語学指導等を行う外国青年招致事業」(以下「JETプログラム」という。)が実施されており、各教育委員会は、JETプログラムにより招致した外国青年をALTとしても採用している(以下、JETプログラムにより採用したALTを「JET-ALT」という。)

図表 3-(3)-ア-⑯ J E Tプログラムの取組内容

| 区 分 | 取 組 内 容 |
|------------------|---|
| 目的 | 招致した外国青年を地方公共団体に任用し、外国語教育の充実と地域の交際交流を推進 |
| 事業主体 | 都道府県、政令指定都市、市区町村等 |
| 運営協力 | 総務省、外務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会 |
| 選考方法 | 在外公館において書類審査、面接 |
| 研修内容 | ○来日前のオリエンテーション（外務省） ○来日直後オリエンテーション（文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会） ○A L T指導力等向上研修（各地方公共団体） |
| 採用職種と職務内容 | ○A L T：小学校・中学校・高等学校で語学指導等に従事 ○国際交流員（Coordinator for International Relations。以下「C I R」という。）：地域において国際交流活動に従事 ○スポーツ交流員（Sports Exchange Advisor。以下「S E A」という。）：地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事 |
| 任用期間 | 1年間（最長で5年まで更新可） |
| 招致人数 （平成27年度） | 4,786人（A L T：4,404人、C I R：372人、S E A：10人） |
| 招致国 （平成27年度） | 43か国（アメリカ、カナダ、英国、アイルランド、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、イタリア、ベルギー、フィンランド、スイス、オランダ、ラトビア、ウズベキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、トンガ、サモア、パラオ、中国、韓国、モンゴル、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ジャマイカ、バルバドス、セントルシア、トリニダード・トバゴ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、南アフリカ、ガーナ、ケニア、エジプト、トルコ） |
| 受入地方公共団体数 | 886団体（46都道府県、840市町村） |
| 報酬額(目安) | 1年目336万円、2年目360万円、3年目390万円 4年目及び5年目396万円 |
| 地方財政措置 | ○都道府県（標準団体規模170万人）における標準的経費として246,900千円 ○市町村（標準団体規模10万人）における標準的経費として1,180千円 ○市町村のJ E T参加者実人数×4,720千円 等 |

（注）当省の調査結果による。

小学校・中学校・高等学校に配置されたA L Tは、図表 3-(3)-ア-⑰のとおり、平成25年度1万2,613人から27年度には1万7,007人に増加しており、このうち、国の協力の下で招致されたJ E T-A L Tは、平成25年度3,906人から27年度4,177人に増加している。

図表 3-(3)-ア-⑰ 小学校・中学校・高等学校における A L T の配置状況の推移（平成 25 年度～27 年度）

（単位：人、％）

| 区 分 | 平成 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| A L T 採用総数 | 12,613 (100) | 15,538 (100) | 17,007 (100) |
| J E T プログラム | 3,906 (31.0) | 4,151 (26.7) | 4,177 (24.6) |
| 直接雇用 | 2,543 (20.2) | 2,392 (15.4) | 2,696 (15.9) |
| 派遣契約 | 1,722 (13.6) | 1,833 (11.8) | 2,042 (12.0) |
| 請負契約 | 2,781 (22.0) | 2,713 (17.5) | 2,716 (16.0) |
| その他（日本人） | 1,661 (13.2) | 4,449 (28.6) | 5,376 (31.6) |

（注）1 「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。
2 （ ）内は構成比を示す。

また、小学校・中学校・高等学校別の A L T の配置状況をみると、図表 3-(3)-ア-⑱のとおり、平成 27 年度時点で、小学校 1 万 1,439 人（うち J E T - A L T 2,124 人(18.6%)）、中学校 7,282 人(同 2,309 人(31.7%))、高等学校 2,631 人（同 1,500 人(57.0%)）となっており、教育課程が高度化するとともに J E T - A L T の比率は増加している。

図表 3-(3)-ア-⑱ 小学校・中学校・高等学校別の A L T の配置実績（平成 27 年度）

（単位：人、％）

| 区 分 | 合計 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | |
| A L T 採用総数 | 17,007 (100) | 11,439 (100) | 7,282 (100) | 2,631 (100) |
| J E T プログラム | 4,177 (24.6) | 2,124 (18.6) | 2,309 (31.7) | 1,500 (57.0) |
| 直接雇用 | 2,696 (15.9) | 1,772 (15.5) | 1,447 (19.9) | 487 (18.5) |
| 派遣契約 | 2,042 (12.0) | 1,230 (10.8) | 1,265 (17.4) | 94 (3.6) |
| 請負契約 | 2,716 (16.0) | 1,576 (13.8) | 1,522 (20.9) | 313 (11.9) |
| その他（日本人） | 5,376 (31.6) | 3,079 (26.9) | 126 (1.7) | 27 (1.0) |
| その他（外国人） | | 1,658 (14.5) | 613 (8.4) | 210 (8.0) |

（注）1 「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。
2 同じ A L T が小学校・中学校・高等学校にまたがって配置されている場合もあるため、「合計」と「小学校」、「中学校」、「高等学校」の採用数の合計値は一致しない。
3 （ ）内は構成比で、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計値が 100 とならない場合がある。

調査した中学校・高等学校では、各校ともALTが配置されており、その効果について、図表 3-(3)-ア-⑱のとおり、i) 生徒の学習意欲の向上に役立つ(33校：中学校16、高等学校17)、ii) 生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ(28校：中学校15、高等学校13)、iii) 4技能のバランスのよい指導に役立つ(24校：中学校10、高等学校14)などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑱ 当省が調査した81中学校・高等学校におけるALTの配置効果に関する意見

(単位：校)

| 意見の内容 | 中学校 | 高等学校 |
|----------------------|-----|------|
| ALTの配置が有効 | 38 | 39 |
| 生徒の学習意欲の向上に役立つ | 16 | 17 |
| 生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ | 15 | 13 |
| 4技能のバランスのよい指導に役立つ | 10 | 14 |
| 生徒の英語使用時間の増加 | 7 | 3 |
| 生徒が英語を積極的に使用しようとする姿勢 | 5 | 8 |
| 生徒の英語力向上への効果 | 5 | 5 |
| 生徒のコミュニケーション力の向上 | 3 | 5 |
| 英語教員の英語力向上への効果 | 3 | 4 |
| 多様な授業展開への活用 | 6 | 9 |
| パフォーマンス評価の導入 | 3 | 4 |
| 効果を検証しておらず、不明 | 3 | 1 |

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した教育委員会、中学校・高等学校では、英語力向上にALTの活用が効果的であるとして、図表 3-(3)-ア-⑳のとおり、その配置の拡充を図る上で、国の支援が欠かせないなどの意見がみられた(10校：中学校2、高等学校8)。

図表 3-(3)-ア-⑳ ALTの配置の拡充に係る意見の例

| 区分 | 意見の主な内容 |
|------|---|
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ALTによる授業時間を増やしたいと考えており、国などによるALT及び英語担当教員の指導力向上に係る支援が必要である。 ALTは給与等労働条件のよいところに転職するため、国などによる財政的措置が必要である。 |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> ALTは他校と掛け持ちで配置されており、授業時間に限りがあるため、常駐又は配置人数を増やしてほしい。 4技能を総合的に伸ばすためには、特にアウトプットのスピーキングとライティングの指導において、個別かつ双方向の指導が非常に有効である。丁寧な長期的かつ継続的な指導が必要であり、それには時間が掛かるが、その指導なくしては英語のコミュニケーション能力の向上は難しい。効果的な指導をするためには教員の増員やALTの加配が不可欠である。 生徒の英語力の習熟度や実態等に応じたきめ細かい少人数教育を実施するため、ALTを拡充してほしい。 |

(注) 当省の調査結果による。

また、J E T - A L T に関しては、調査した教育委員会では、①国による選考や研修を経ており、一定レベル以上の質が確保されている（11 教育委員会）、②地方財政措置が講じられており、経費面で有利（6 教育委員会）、③安定的な人員確保が可能（4 教育委員会）など好意的な意見・評価であった。

（ I C T の活用）

I C T 機器の活用状況としては、例えば、タブレット端末等の I C T 機器を活用し、英語の授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-⑳参照）のほか、T V 会議システムを活用して遠隔地の A L T 等との交流授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-㉑参照）、インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-㉒参照）がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑳ タブレット端末等の I C T 機器を活用し、英語の授業を実施している例（京都市教育委員会）

○ 京都市教育委員会では、平成 26 年以降、京都市独自で「英語教育推進研究拠点校事業」の研究拠点校（小学校 12 校、中学校 5 校、高等学校 1 校）にタブレット端末を配備し、視覚・聴覚に働きかける動画や音声教材等の特徴をいかした英語授業を実施している。

（取組内容）

小中高連携の観点から、小学校では、平成 32 年の新学習指導要領において中学年から「外国語活動」が必修となり、高学年から「英語科」として教科化されることに対応する授業の在り方、又は小学校から中学校への円滑な移行のための方策について研究することを、また、中学校及び高等学校では、英語教育の高度化に対応する授業研究を実施することを、それぞれ目的として、小学校 12 校、中学校 5 校、高等学校 1 校を研究拠点校に指定し、平成 26 年度から 4 年計画で授業研究を実施している。指定校には、I C T を活用した授業実践を目的として、タブレット端末を配備するとともに、I C T 機器の操作方法等に詳しい人材を「I C T 活用支援員」として雇用し（平成 27 年度：1 人、28 年度：2 人）、I C T 機器を配備している各学校を巡回させ、関連した授業を実施する際は、同席して適宜アドバイスを行うこととしている。

なお、同教育委員会では、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成 25 年 12 月文部科学省）を踏まえて、国際文化観光都市である「京都ならではの英語教育」の実践研究も行うとしている。

（調査した小・中学校における I C T 機器を活用した授業研究の状況）

ア 小学校

20 台のタブレット端末が配備されており、I C T 機器を活用した研究授業や公開授業等の取組を 5、6 学年を中心に実施している。その中で、児童には、①タブレット端末で、日本と外国との時差の存在がリアルに感じられるような動画の視聴、②授業支援アプリの活用、③互いの発音を録音し合って確認すること等が効果的であったとしている。

しかし、同小学校では、1 クラス 28～32 人いるため、タブレット端末 20 台では、一度に全員には行き渡らない状況であり、更に効率よく I C T 機器を活用した授業を実施するためには、1 クラスの人数＋教員（担任・日本人英語指導員）＋予備（1、2 台）で、35 台程度が理想的であるとしている。

京都市教育委員会が派遣している「I C T 活用支援員」について、教員の中に

はICT機器の操作方法等に不慣れな者もあり、授業計画を立てる上での、細かい操作設定等の相談に乗ってくれるため、非常に役立っているとしている。

また、平成27年度にはICT活用に関する教員向けの研修会を同小学校内又は中学校と共同で実施したとしている。

イ 中学校

40台のタブレット端末が配備されており、ICT機器を活用した研究授業等を主に1年生及び2年生に対して実施している。例えば、ペア学習として、生徒同士が英語で発表している様子（プレゼンテーション）をタブレット端末で撮影して、その動画を確認し合う授業を実施している。

京都市教育委員会が派遣しているICT活用支援員について、ICT機器の細かい設定方法から授業への活用方法に関する相談に乗ってくれるため、非常に役立っているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-ア-㉒ TV会議システムを活用して遠隔地のALT等との交流授業を実施している例（姫路市教育委員会）

- 姫路市教育委員会では、姫路市の推進する「学校教育の情報化推進事業」の一環として、TV会議システムを活用した遠隔地のALTや海外姉妹校との交流授業（遠隔授業）を実施している。

(取組内容)

平成26年度から27年度に、市内の小学校1校、中学校2校を推進校に指定し、TV会議システムのより効果的な活用について研究を行い、同システムを用いた公開授業等の研修を5回実施

平成27年度は、市内の107の小・中・高等学校を対象に計104回の遠隔授業を実施

小学校69回（うち、ALTとの遠隔授業49回）

中学校35回（うち、ALTとの遠隔授業24回）

(取組効果)

コミュニケーションに対する意欲を高めることができ、英語を使って積極的に活動する様子がみられ、生徒の英語力の向上にも寄与していると思われる。

(今後の予定)

各学校の実情に応じ、引き続き遠隔地授業を実施する予定

(実施に当たっての課題)

現状では各校間で時間割が異なることやALTが配置校における授業だけで手一杯となっているなど、学校間で遠隔地授業を行うためにはスケジュール調整等準備に1月程度要し、いつでもすぐに行える状況ではないことから、多い学校でも年3回程度の実施となっている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-ア-㉓ インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例（長井市教育委員会）

- 長井市教育委員会では、平成27年9月に策定した「長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、オンライン英会話サービスを提供する民間業者と契約し、文部科学省が指定する教育課程特例校である市内の小学校において、28年11月からインターネット電話を使い、外国人講師によるオンラインでの英会話授業を実施している。

(取組内容)

小学 3～6 年生を対象とし、1 学年あたり 1 回約 15 分間の外国人との英会話を 6、7 回実施

(取組効果)

教育課程特例校としてこれまで英語教育に力を入れてきたこともあり、6 年生 2 人が中学校 2 年生程度のリーディング、ヒアリングの能力まで到達するなど、児童の英語力の向上に資するものとなっている。

(今後の予定)

今後、市内の他の小学校 5 校についても、同様のインターネット電話を使ったオンラインでの英会話授業を導入する予定

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した教育委員会、中学校・高等学校の中には、図表 3-(3)-ア-②④のとおり、ICT機器の活用が生徒の英語力向上に効果的であると見て、機器導入に対する国の支援拡充を要望する意見もみられた(2 教育委員会、4 中学校、5 高等学校)。

図表 3-(3)-ア-②④ ICT機器導入に対する国への意見・要望

| 区分 | 意見の内容 |
|-------|--|
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none">「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を実施するため、ICT機器の環境整備に係る予算を継続的に確保してほしい。タブレット端末やノートパソコンを授業中に生徒全員に行き渡らせるためには、ICT機器の配備の拡充のみならず、通信回線やサーバーの強化も必要なため、これらの整備に係る財政措置や導入に係る技術的な先進事例を提供してほしい。 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none">タブレット端末を使用した英語教育の授業を行うことにより、生徒の英語能力の向上が期待できるため、生徒一人に1台配布できる環境の整備が必要である。写真や動画の提示により、生徒の視野を広げることができ、文法の導入においても、色や動きをつけることで大切な点を印象付けることができるため、校内Wi-Fi環境の充実とタブレット端末、プロジェクター等の拡充によるICT教育充実のための支援をしてほしい。ICTの発達により、学校教育でも家庭学習でも個別の反復学習が可能となっており、ICTの環境整備を進めてほしい。生徒個人と教師という形よりも、生徒同士のペア学習やアクティブラーニングといった形をとり、実際に他者とコミュニケーションをとる学習をすることのほうが効果的であると考えため、CDプレーヤーやタブレット端末を二人に1台貸与できる環境を整備してほしい。 |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none">タブレット端末やPCなど、デジタル資料を作成したり、検索やリサーチしたりできる機材やプロジェクター、電子黒板など、教室でICT教育活動が可能となるよう各学校の環境の充実を図ってほしい。使用する教材は、生徒がパソコンを使用することが前提となっているが、整備されているパソコンの台数が不足しているため、ICT機器を使用できる環境整備を支援して |

| | |
|--|---|
| | <p>ほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語活動を活発にするため、タブレット端末等の日常的な利用が図れるような環境の整備が必要である。 ・ 生徒の英語使用頻度を高めることや、GTEC-CBTの受験対策、海外との国際交流の連絡等を取り合う上で、ICTの環境整備が公立学校で最も求められている。しかし、現在、1,000人程度の生徒に対してPCは40台しかなく、ICTを活用した授業やGTEC-CBT導入の大きな壁となっている。 ・ 効果的なオールイングリッシュに近い方式の授業を実施するため、ICT機器（電子黒板、タブレット端末等）やWi-Fi環境が整った専用教室などの教育環境の整備を支援してほしい。 |
|--|---|

(注) 1 当省の調査結果による。

2 GTEC-CBTは、株式会社ベネッセコーポレーションが実施する「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をコンピュータで測定することができるスコア型英語テストである。

c 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、図表3-(3)-ア-㉕のとおり、英語教員等の英語コミュニケーション能力や英語指導力の向上を目的とした研修の充実を図る「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を実施している。

図表3-(3)-ア-㉕ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の取組内容

| 事項 | 内容 |
|------|---|
| 取組概要 | <p>① 文部科学省が外部専門機関（外国の公的機関等）と連携し、小・中・高の英語教育推進リーダー（英語教員）や外国語指導助手（ALT）リーダーを養成する中央研修を実施（600人程度）</p> <p>② 中央研修受講者による研修、事業改善の指導・助言の実施（各教育委員会）</p> <p>③ 大学等と連携し、各地域における自立的な研修を実施</p> <p>④ 委託先の都道府県教育委員会等では、域内の英語教育改善プランを策定し、目標設定及び目標管理を行うとともに、外部専門機関（国内外の公的機関、大学等）と連携して、指導力向上事業を実施</p> |
| 申請対象 | 都道府県及び政令指定都市の教育委員会 |
| 委託地域 | 平成26年度：39都道府県等125校 平成27年度：43都道府県等180校 |

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

調査した教育委員会のうち、例えば、兵庫県教育委員会では、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業により、図表3-(3)-ア-㉕のとおり、i) 大学と連携した英語指導力向上事業、ii) 文部科学省が実施する英語教育推進リーダー中央研修を修了した英語教員による英語教員指導力向上研修を実施している。

図表 3-(3)-ア-②⑥ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の取組内容の例（兵庫県教育委員会）

| |
|--|
| <p>○大学と連携した英語指導力向上事業（平成 28 年度）</p> <p>（事業概要） グローバル化が急速に進展する社会において、国際社会の一員として必要な資質を培う国際化に対応した教育が求められる中、初等中等教育段階からコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身につけて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要であり、「第 2 期ひょうご教育創造プラン」の基本方針においても、「グローバル化に対応した教育の推進」が示されている。 そこで、小・中・高等学校の教員の授業力の向上を図るために、各地域で英語教育の中心となり、域内の英語教育を推進するリーダーを養成するための実践的な研修を兵庫教育大学と連携し実施する。 本研修では、今後の兵庫の英語教育を担う指導力を習得させるため、実習・演習や事例研究等を通して、各地域でのリーダーとしての識見と能力の向上を図る。 また、小中及び中高の円滑な接続を図るための小中・中高それぞれの合同研修を取り入れるなど、工夫し実施する。</p> <p>（受講対象者） 県立高等学校教員：20 人、市町立中学校教員：40 人、市町立小学校教員：40 人</p> <p>（主な研修内容） 高等学校：4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）の学習到達目標に基づいた指導法と評価等 中学校：4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）をバランスよく指導し、コミュニケーション能力の育成や生徒がつまづきやすい文法事項や内容等の指導方法 小学校：ALT とのティーム・ティーチングの効果的な指導方法や中学校英語との円滑な接続のための連動の在り方等</p> <p>○英語教員指導力向上研修（平成 27 年度）</p> <p>（事業概要） 県立高等学校等の英語教員の指導力向上を図るため、英語教育の在り方に関する有識者会議がまとめた「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」（平成 26 年 9 月 26 日）を踏まえ、文部科学省が養成した英語教育推進リーダーを研修指導者として、平成 27 年度から 3 年間、授業・評価の改善に関する研修を実施する。</p> <p>（受講対象者） 県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で英語を担当する全ての主幹教諭・教諭及び講師（任期期間を付さない常勤講師）等</p> <p>平成 27 年度実績：高等学校 7 地区、346 人</p> <p>（主な研修内容） ア 生徒の英語 4 技能を向上させるための指導方法及び評価方法 イ CAN-DO リストの活用 等</p> |
|--|

（注）当省の調査結果による。

外部専門機関と連携した英語指導力向上事業については、調査した教育委員会のうち 14 教育委員会において実施されているが、各教育委員会管内における中学 3 年生、高校 3 年生の英語力の推移は、図表 3-(3)-ア-②⑦のとおり、全体的な傾向として、全国平均と同様に中学生・高校生ともに

伸びは緩やかとなっている。

図表 3-(3)-ア-⑳ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を実施している都道府県等教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移

(単位：%)

| 教育委員会 | 英語力等 | 中学3年生 | | | | 高校3年生 | | | |
|----------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
| | | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 北海道教育委員会 | 英語力 | 21.5 | 21.7 | 26.5 | 27.2 | 28.2 | 26.1 | 23.0 | 27.9 |
| | 取得者 | 9.5 | 9.5 | 12.4 | 12.3 | 9.4 | 10.3 | 9.9 | 10.0 |
| | 相当者 | 12.0 | 12.2 | 14.1 | 14.8 | 18.7 | 15.8 | 13.1 | 18.0 |
| 宮城県教育委員会 | 英語力 | 24.8 | 24.0 | 26.0 | 31.6 | 25.1 | 25.3 | 28.6 | 31.1 |
| | 取得者 | 14.2 | 13.7 | 14.1 | 15.6 | 8.5 | 7.6 | 9.6 | 9.5 |
| | 相当者 | 10.6 | 10.3 | 11.9 | 16.0 | 16.6 | 17.7 | 18.9 | 21.6 |
| 秋田県教育委員会 | 英語力 | 32.2 | 38.4 | 44.6 | 48.6 | 31.5 | 34.1 | 34.3 | 35.8 |
| | 取得者 | 17.1 | 28.5 | 36.5 | 39.7 | 17.3 | 15.9 | 16.7 | 15.7 |
| | 相当者 | 15.1 | 9.9 | 8.1 | 8.9 | 14.2 | 18.2 | 17.6 | 20.1 |
| 山形県教育委員会 | 英語力 | 32.8 | 30.2 | 34.7 | 29.4 | 33.5 | 35.5 | 33.9 | 38.1 |
| | 取得者 | 17.2 | 18.2 | 18.8 | 16.6 | 16.8 | 19.3 | 16.8 | 16.8 |
| | 相当者 | 15.7 | 12.0 | 16.0 | 12.8 | 16.7 | 16.2 | 17.1 | 21.4 |
| 埼玉県教育委員会 | 英語力 | - | 37.1 | 41.6 | 39.8 | - | 28.4 | 27.8 | 35.9 |
| | 取得者 | - | 21.5 | 23.1 | 20.2 | - | 9.5 | 9.6 | 10.3 |
| | 相当者 | - | 15.7 | 18.5 | 19.6 | - | 18.9 | 18.1 | 25.6 |
| 千葉県教育委員会 | 英語力 | 36.7 | 36.6 | 39.6 | 52.5 | 24.0 | 28.3 | 27.2 | 44.9 |
| | 取得者 | 22.2 | 21.9 | 23.3 | 23.7 | 8.3 | 8.9 | 8.6 | 8.2 |
| | 相当者 | 14.5 | 14.7 | 16.2 | 28.8 | 15.8 | 19.4 | 18.6 | 36.7 |
| 東京都教育委員会 | 英語力 | 41.7 | 43.7 | 49.4 | 47.9 | 31.7 | 34.8 | 36.3 | 36.3 |
| | 取得者 | 25.6 | 26.2 | 30.1 | 30.2 | 10.9 | 12.5 | 12.6 | 13.0 |
| | 相当者 | 16.1 | 17.5 | 19.3 | 17.7 | 20.9 | 22.2 | 23.8 | 23.3 |
| 岐阜県教育委員会 | 英語力 | 28.0 | 32.9 | 34.8 | 34.3 | 31.1 | 29.3 | 28.6 | 37.9 |
| | 取得者 | 13.4 | 16.6 | 17.3 | 16.2 | 8.1 | 8.1 | 7.1 | 8.6 |
| | 相当者 | 14.6 | 16.3 | 17.5 | 18.1 | 23.0 | 21.2 | 21.5 | 29.3 |
| 愛知県教育委員会 | 英語力 | 29.7 | 28.7 | 30.1 | 30.5 | 31.9 | 29.1 | 28.6 | 30.0 |
| | 取得者 | 14.8 | 14.9 | 16.5 | 16.8 | 7.6 | 7.7 | 8.1 | 8.0 |
| | 相当者 | 14.9 | 13.8 | 13.6 | 13.7 | 24.2 | 21.5 | 20.5 | 22.0 |
| 京都府教育委員会 | 英語力 | 36.2 | 35.3 | 40.8 | 40.2 | 29.3 | 30.2 | 30.6 | 29.8 |
| | 取得者 | 16.7 | 17.2 | 20.8 | 19.6 | 10.5 | 10.2 | 11.4 | 12.3 |
| | 相当者 | 19.5 | 18.1 | 20.1 | 20.6 | 18.8 | 20.0 | 19.2 | 17.5 |
| 兵庫県教育委員会 | 英語力 | 29.6 | 29.2 | 30.6 | 33.8 | 35.5 | 38.4 | 42.6 | 42.0 |
| | 取得者 | 14.3 | 12.9 | 15.4 | 16.3 | 10.7 | 10.1 | 11.0 | 11.0 |
| | 相当者 | 15.2 | 16.3 | 15.3 | 17.5 | 24.9 | 28.3 | 31.5 | 31.0 |
| 広島県教育委員会 | 英語力 | 34.0 | 33.9 | 39.2 | 36.7 | 31.4 | 31.9 | 38.5 | 32.3 |
| | 取得者 | 18.1 | 17.9 | 22.0 | 22.3 | 14.7 | 14.4 | 15.9 | 15.8 |
| | 相当者 | 15.9 | 16.0 | 17.2 | 14.4 | 16.7 | 17.5 | 22.6 | 16.5 |
| 福岡県教育委員会 | 英語力 | 25.3 | 27.0 | 25.4 | 28.2 | 36.1 | 37.9 | 38.1 | 39.8 |
| | 取得者 | 11.8 | 11.8 | 12.7 | 13.3 | 12.2 | 13.8 | 14.6 | 14.5 |
| | 相当者 | 13.5 | 15.2 | 12.8 | 14.9 | 23.9 | 24.2 | 23.6 | 25.3 |
| 京都市教育委員会 | 英語力 | 30.6 | 32.4 | 41.1 | 40.7 | 43.2 | 45.3 | 48.0 | 51.4 |
| | 取得者 | 16.4 | 16.3 | 21.0 | 21.5 | 25.0 | 22.4 | 25.6 | 27.1 |
| | 相当者 | 14.2 | 16.1 | 20.1 | 19.2 | 18.2 | 22.9 | 22.3 | 24.3 |
| 全国平均 | 英語力 | 31.2 | 32.2 | 34.6 | 36.6 | 31.0 | 31.0 | 31.9 | 34.3 |
| | 取得者 | 16.2 | 16.5 | 16.9 | 18.9 | 10.6 | 11.0 | 11.0 | 11.5 |
| | 相当者 | 15.0 | 15.7 | 15.7 | 17.7 | 20.4 | 20.0 | 20.9 | 22.8 |

- (注) 1 「英語教育強化地域拠点事業」事業経過報告書及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」事業経過報告書に基づき、当省が作成した。
 2 政令指定都市のある都道府県教育委員会の数値は、政令指定都市が管轄する公立中学校・高等学校の実績を除いた数値である。
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計が英語力の数値と一致しない場合がある。
 4 埼玉県教育委員会における平成24年度の英語力は不明である。

調査した教育委員会及び中学校・高等学校においては、本事業について、生徒の英語力の向上にどの程度資するのかを具体的に分析しているところはないが、図表3-(3)-ア-⑳のとおり、本事業を効果的と評価(4教育委員会)し、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見(4教育委員会、14校)もみられた。

図表3-(3)-ア-⑳ 教育委員会における外部専門機関と連携した英語指導力向上事業等に対する意見の例

| 区分 | 意見の主な内容 |
|------------------------------------|---|
| 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修協力校が大学教員等の外部専門機関と連携しながら、生徒や英語教員の英語力向上に係る取組を実施し、県内全体に効果を波及することができる。また、英語教育推進リーダー中央研修の受講者による研修は、英語教員の英語力向上に有効であると考えられる。 ・ 英語教員の指導力向上が生徒の英語力に寄与すると考えており、英語教育推進リーダー中央研修や推進リーダーによる研修等が有効であると認識している。 |
| 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を含めた教員研修の拡充を要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の英語力向上のためには、英語教員の指導や英語力を向上させる必要がある。また、当県では、英語教育推進リーダー中央研修に教員を派遣し、参加した教員を講師とした英語教育指導者研修を県内で実施しており、今後も英語教育推進リーダー中央研修を継続的に実施してほしい。 ・ 英語のみならず、アクティブラーニングやプロジェクト型学習など、指導者の指導力・英語力や進行役としての力量を向上させるための研修を企画、実施してほしい。 ・ 指定された研修だけでは、よりよい英語教育を行うのは不十分であり、多くの教員が自費で英語教育の研修会に参加したり、英会話学校に通ったり、書籍を購入しているため、自主的に参加する研修等の費用を助成してほしい。 ・ 教員の音声指導力を高めることを含めた研修は実施されているが、これに特化した研修は実施されていない。そのような音声指導力を高めるためのコーチングプログラム(第2言語としての英語の発音指導法の習得)を英語科の全ての初任者研修に導入してほしい。 ・ 小学校から英語の授業を実施するに当たって、英語教育として指導できるか疑問であり、教員研修を充実させる必要がある。 |

(注) 当省の調査結果による。

d その他の取組

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、図表 3-(3)-ア-㉑のとおり、拠点として指定された小学校・中学校・高等学校において実施される生徒の英語力向上に関連する先進的な取組を支援する「英語教育強化地域拠点事業」を実施している。

図表 3-(3)-ア-㉑ 英語教育強化地域拠点事業の取組内容

| 事 項 | 内 容 |
|-------|---|
| 取組の概要 | 小・中・高を通じて「英語を使って何ができるようになるか」の観点から教育目標を設定し、次期学習指導要領の改訂に向けた先進的な取組を支援し、実践例を全国に普及 |
| 指定の対象 | 指定の単位は、高等学校、中学校及び当該中学校の管内にある全ての小学校とすることが原則（小学校は英語教育についての教育課程の特例を認められた教育特例校であることが必要） 指定地域は、①～④の必須事項のほか、関連する独自の研究を実施 ① 小学校から高等学校までに一貫した4技能に係る「CAN-DOリスト」方式での教育目標を提示 ② 小学校3、4学年での週1コマ以上の外国語活動の授業の実施 ③ 小学校5、6学年での教科型の英語授業の実施 ④ 中学校・高等学校における教育目標の高度化、指導・評価方法の改善 |
| 支援内容 | 1 地域当たり 350 万円程度を上限に支援 |
| 申請対象 | 都道府県及び政令指定都市の教育委員会、附属小学校を置く国立大学法人及び学校法人 |
| 指定地域 | 平成 26 年度：18 地域（小学校 52 校、中学校 27 校、高等学校 23 校、計 102 校） 平成 27 年度：29 地域（小学校 113 校、中学校 52 校、高等学校 46 校、計 211 校） |

（注）文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

英語教育強化地域拠点事業については、調査した教育委員会のうち 11 教育委員会において実施されているが、各教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移は、図表 3-(3)-ア-㉒のとおり、全体的な傾向として、全国平均と同様に中学生・高校生ともに伸びは緩やかとなっている。

図表 3-(3)-ア-③〇 英語教育強化地域拠点事業を実施している都道府県教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移
(単位：%)

| 教育委員会 | 英語力等 | 中学3年生 | | | | 高校3年生 | | | |
|----------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
| | | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 北海道教育委員会 | 英語力 | 21.5 | 21.7 | 26.5 | 27.2 | 28.2 | 26.1 | 23.0 | 27.9 |
| | 取得者 | 9.5 | 9.5 | 12.4 | 12.3 | 9.4 | 10.3 | 9.9 | 10.0 |
| | 相当者 | 12.0 | 12.2 | 14.1 | 14.8 | 18.7 | 15.8 | 13.1 | 18.0 |
| 秋田県教育委員会 | 英語力 | 32.2 | 38.4 | 44.6 | 48.6 | 31.5 | 34.1 | 34.3 | 35.8 |
| | 取得者 | 17.1 | 28.5 | 36.5 | 39.7 | 17.3 | 15.9 | 16.7 | 15.7 |
| | 相当者 | 15.1 | 9.9 | 8.1 | 8.9 | 14.2 | 18.2 | 17.6 | 20.1 |
| 山形県教育委員会 | 英語力 | 32.8 | 30.2 | 34.7 | 29.4 | 33.5 | 35.5 | 33.9 | 38.1 |
| | 取得者 | 17.2 | 18.2 | 18.8 | 16.6 | 16.8 | 19.3 | 16.8 | 16.8 |
| | 相当者 | 15.7 | 12.0 | 16.0 | 12.8 | 16.7 | 16.2 | 17.1 | 21.4 |
| 埼玉県教育委員会 | 英語力 | - | 37.1 | 41.6 | 39.8 | - | 28.4 | 27.8 | 35.9 |
| | 取得者 | - | 21.5 | 23.1 | 20.2 | - | 9.5 | 9.6 | 10.3 |
| | 相当者 | - | 15.7 | 18.5 | 19.6 | - | 18.9 | 18.1 | 25.6 |
| 千葉県教育委員会 | 英語力 | 36.7 | 36.6 | 39.6 | 52.5 | 24.0 | 28.3 | 27.2 | 44.9 |
| | 取得者 | 22.2 | 21.9 | 23.3 | 23.7 | 8.3 | 8.9 | 8.6 | 8.2 |
| | 相当者 | 14.5 | 14.7 | 16.2 | 28.8 | 15.8 | 19.4 | 18.6 | 36.7 |
| 東京都教育委員会 | 英語力 | 41.7 | 43.7 | 49.4 | 47.9 | 31.7 | 34.8 | 36.3 | 36.3 |
| | 取得者 | 25.6 | 26.2 | 30.1 | 30.2 | 10.9 | 12.5 | 12.6 | 13.0 |
| | 相当者 | 16.1 | 17.5 | 19.3 | 17.7 | 20.9 | 22.2 | 23.8 | 23.3 |
| 岐阜県教育委員会 | 英語力 | 28.0 | 32.9 | 34.8 | 34.3 | 31.1 | 29.3 | 28.6 | 37.9 |
| | 取得者 | 13.4 | 16.6 | 17.3 | 16.2 | 8.1 | 8.1 | 7.1 | 8.6 |
| | 相当者 | 14.6 | 16.3 | 17.5 | 18.1 | 23.0 | 21.2 | 21.5 | 29.3 |
| 京都府教育委員会 | 英語力 | 36.2 | 35.3 | 40.8 | 40.2 | 29.3 | 30.2 | 30.6 | 29.8 |
| | 取得者 | 16.7 | 17.2 | 20.8 | 19.6 | 10.5 | 10.2 | 11.4 | 12.3 |
| | 相当者 | 19.5 | 18.1 | 20.1 | 20.6 | 18.8 | 20.0 | 19.2 | 17.5 |
| 兵庫県教育委員会 | 英語力 | 29.6 | 29.2 | 30.6 | 33.8 | 35.5 | 38.4 | 42.6 | 42.0 |
| | 取得者 | 14.3 | 12.9 | 15.4 | 16.3 | 10.7 | 10.1 | 11.0 | 11.0 |
| | 相当者 | 15.2 | 16.3 | 15.3 | 17.5 | 24.9 | 28.3 | 31.5 | 31.0 |
| 広島県教育委員会 | 英語力 | 34.0 | 33.9 | 39.2 | 36.7 | 31.4 | 31.9 | 38.5 | 32.3 |
| | 取得者 | 18.1 | 17.9 | 22.0 | 22.3 | 14.7 | 14.4 | 15.9 | 15.8 |
| | 相当者 | 15.9 | 16.0 | 17.2 | 14.4 | 16.7 | 17.5 | 22.6 | 16.5 |
| 福岡県教育委員会 | 英語力 | 25.3 | 27.0 | 25.4 | 28.2 | 36.1 | 37.9 | 38.1 | 39.8 |
| | 取得者 | 11.8 | 11.8 | 12.7 | 13.3 | 12.2 | 13.8 | 14.6 | 14.5 |
| | 相当者 | 13.5 | 15.2 | 12.8 | 14.9 | 23.9 | 24.2 | 23.6 | 25.3 |
| 全国平均 | 英語力 | 31.2 | 32.2 | 34.6 | 36.6 | 31.0 | 31.0 | 31.9 | 34.3 |
| | 取得者 | 16.2 | 16.5 | 16.9 | 18.9 | 10.6 | 11.0 | 11.0 | 11.5 |
| | 相当者 | 15.0 | 15.7 | 15.7 | 17.7 | 20.4 | 20.0 | 20.9 | 22.8 |

- (注) 1 「英語教育強化地域拠点事業」事業経過報告書及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」事業経過報告書に基づき、当省が作成した。
2 政令指定都市のある都道府県教育委員会の数値は、政令指定都市が管轄する公立中学校・高等学校の実績を除いた数値である。
3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計が英語力の数値と一致しない場合がある。
4 埼玉県教育委員会における平成24年度の英語力は不明である。

今回調査した教育委員会のうち、2 教育委員会からは、本事業を実施している地域では、教員ができる限り授業を英語で行うことに努め、A L T 等の 1 校当たりの授業頻度を増やすなど、生徒が英語に触れる機会を増加させることができ、有益であると評価する意見がみられた。

なお、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業及び英語教育強化地域拠点事業を含む「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」については、文部科学省の平成 28 年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

イ 英語教員の英語力の向上

(7) 英語教員の英語力の状況

(要旨)

英語教員に求められる英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学校英語教員の英語力は平成24年度27.7%から28年度32.0%に、高等学校英語教員の英語力も24年度52.3%から28年度62.2%に、それぞれ緩やかに上昇している。

都道府県別の状況をみると、平成27年度で、中学校は最高51.7%に対し最低14.6%、高等学校は最高86.6%に対し最低39.2%となっており、目標を達成済みは、中学校で1都道府県、高等学校で6都道府県にとどまっている。

調査した教育委員会からは、英検等取得という国の目標に対して肯定的な意見(3教育委員会)がある一方で、グローバル人材育成の観点から英語教員に必要なものは「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であって、現在の英語力の成果指標は、教員に必要なものは英語力のみとの誤解を与える(9教育委員会)、外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要である(6教育委員会)などの意見がみられ、成果指標に対する教育現場の理解が十分得られていない状況がみられた。

また、英語教員の英語力の成果指標とされている英検の取得について、教員としてメリットがなければ資格を取得しないのではないかと、資格を取得することに対するインセンティブが必要ではないかなどの意見もみられた。

(成果指標とその実績)

英語教員に求められる英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されている。

文部科学省は「英語教育実施状況調査」により、英語教員の英語力を把握しており、これによると、図表3-(3)-イ-①のとおり、中学校英語教員の英語力は平成24年度27.7%から28年度32.0%に、高等学校英語教員の英語力も24年度52.3%から28年度62.2%に、それぞれ緩やかに上昇している。

図表 3-(3)-イ-① 中学校・高等学校英語教員の英語力の推移（平成 24 年度～28 年度）

（単位：％）

| 区 分 | 目標値 (平成29年度) | 平成 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|----------|-----------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 中学校英語教員 | 50.0 | 27.7 | 27.9 | 28.8 | 30.2 | 32.0 |
| 高等学校英語教員 | 75.0 | 52.3 | 52.7 | 55.4 | 57.3 | 62.2 |

(注) 1 平成 24 年度は「『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査」（文部科学省）、25 年度から 28 年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 平成 24 年度、26 年度、27 年度及び 28 年度はそれぞれ 12 月 1 日時点、25 年度は 12 月 2 日時点の数である。

（都道府県別の状況）

平成 27 年度における都道府県別の英語教員の英語力の状況をみると、図表 3-(3)-イ-②のとおり、中学校では最高 51.7%（福井県）に対し最低 14.6%（岩手県）、高等学校では最高 86.6%（福井県）に対し最低 39.2%（千葉県）となっており、目標を上回っているのは、中学校で 1 都道府県、高等学校で 6 都道府県にとどまっている。

図表 3-(3)-イ-② 中学校・高等学校英語教員の都道府県別英語力（平成 27 年度）

（単位：％）

| 区 分 | 中学校英語教員 | | 高等学校英語教員 | |
|------|---------|--------|----------|--------|
| | 英語力 | 目標達成状況 | 英語力 | 目標達成状況 |
| 北海道 | 27.8 | | 46.3 | |
| 青森県 | 18.2 | | 47.9 | |
| 岩手県 | 14.6 | | 47.1 | |
| 宮城県 | 28.1 | | 47.5 | |
| 秋田県 | 26.1 | | 53.6 | |
| 山形県 | 19.6 | | 47.2 | |
| 福島県 | 16.6 | | 40.4 | |
| 茨城県 | 22.9 | | 60.0 | |
| 栃木県 | 28.5 | | 55.6 | |
| 群馬県 | 27.0 | | 65.2 | |
| 埼玉県 | 26.6 | | 49.4 | |
| 千葉県 | 30.3 | | 39.2 | |
| 東京都 | 45.3 | | 68.7 | |
| 神奈川県 | 36.6 | | 52.2 | |
| 新潟県 | 29.7 | | 58.1 | |
| 富山県 | 48.7 | | 79.8 | ○ |
| 石川県 | 41.8 | | 81.0 | ○ |
| 福井県 | 51.7 | ○ | 86.6 | ○ |
| 山梨県 | 21.4 | | 63.6 | |
| 長野県 | 28.0 | | 72.1 | |
| 岐阜県 | 23.7 | | 79.8 | ○ |
| 静岡県 | 28.8 | | 60.2 | |
| 愛知県 | 34.5 | | 53.5 | |
| 三重県 | 32.0 | | 62.4 | |

| | | | |
|------|------|------|---|
| 滋賀県 | 35.9 | 62.7 | |
| 京都府 | 26.7 | 65.2 | |
| 大阪府 | 27.8 | 47.7 | |
| 兵庫県 | 30.5 | 57.8 | |
| 奈良県 | 25.3 | 45.4 | |
| 和歌山県 | 25.3 | 42.9 | |
| 鳥取県 | 25.7 | 70.9 | |
| 島根県 | 25.8 | 48.6 | |
| 岡山県 | 23.1 | 55.6 | |
| 広島県 | 41.1 | 73.4 | |
| 山口県 | 32.8 | 62.3 | |
| 徳島県 | 41.0 | 63.1 | |
| 香川県 | 29.4 | 80.8 | ○ |
| 愛媛県 | 27.4 | 75.4 | ○ |
| 高知県 | 22.1 | 53.7 | |
| 福岡県 | 26.3 | 51.6 | |
| 佐賀県 | 29.5 | 66.3 | |
| 長崎県 | 25.9 | 61.1 | |
| 熊本県 | 26.5 | 71.4 | |
| 大分県 | 30.9 | 60.1 | |
| 宮崎県 | 28.8 | 69.9 | |
| 鹿児島県 | 27.9 | 49.4 | |
| 沖縄県 | 34.2 | 71.8 | |

- (注) 1 「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。
2 網掛けは、中学校・高等学校英語教員それぞれにおける英語力の割合が最高のも及び最低のものに付した。
3 「目標達成状況」欄の「○」は、目標を上回っているものを示す。

調査した教育委員会からは、英検等取得という国の目標に対し、図表 3-(3)-イ-③のとおり、日本の置かれた国際環境や英語教員の意識改革の観点から妥当である(2 教育委員会)という意見がある一方、グローバル人材育成の観点から英語教員に必要なものは「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であって、現在の英語力の成果指標は、教員に必要なものは英語力のみとの誤解を与える(9 教育委員会)、目標とされる英語教員の英語力の水準の設定根拠が明らかにされていない(5 教育委員会)、外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要である(6 教育委員会)といった意見があり、成果指標に対する教育現場の理解が十分得られていない状況がみられた。

また、英語教員の英語力の成果指標とされている英検の取得について、教員としてメリットがなければ資格を取得しないのではないかと、資格を取得することに対するインセンティブが必要ではないかなどの意見もみられた。

図表 3-(3)-イ-③ 英語教員の英語力の目標に対する教育委員会の意見の例

| 区 分 | 意見の主な内容 |
|---------------------------------------|---|
| 国際環境や英語教員の意識改革の観点から妥当 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒と教員の英語力に関する第 2 期計画の目標は、日本の置かれた国際環境からみてあるべき姿であり、妥当である。 ・ 目標達成は難しいと考えているが、生徒の英語力の目標値を 50%と掲げている以上、英語教員の意識改革を促す観点から、この目標値の設定は必要である。 |
| 英語教員に必要なのは「英語力」だけでなく、「英語の指導力」も重要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の英語力向上ため、英語教員に必要なのは、「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であり、指導力向上のための取組も必要である。 ・ 生徒の英語力を高めるには、教員の「英語力」と同様に、「指導力」の影響も大きく、指導力に関する視点を踏まえた指標の設定も必要である。 ・ 「英語力」の必要性は否定しないが、同時に「指導力」も必要であり、英語力のみが取り上げられていることへの反対意見もある。 ・ 「英語力」と「英語の指導力」は同一ではなく、英検準 1 級以上を保有することが教員の資質を判断する基準のように用いられることに違和感がある。 ・ 「英語力」の必要性は否定しないが、外部検定試験の結果だけで「英語の指導力」まで測定することはできず、また、受験勉強等に時間をかけてまで取得する必要性が明らかにされておらず、英語教員の意欲が向上しない。 |
| 目標とされる英語教員の英語力の水準の設定根拠が不明確 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の全てを英語で実施する場合、英検準 1 級の資格取得が必要であるのか疑問であり、現在の英語力の目標値の設定根拠が不明確である。 ・ 英語教員試験に合格している時点で英検準 1 級相当の能力は有しているはずであるのに、目標はなぜ 100%でないのか、理由が示されていない。 ・ 英検準 1 級「程度」という基準が曖昧であり、外部検定試験の成績換算表（各試験団体のデータによる C E F R との対照表）も妥当であるのか疑問である。 |
| 外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部検定を指標とするのならば、受験機会の拡大の措置や学習支援が必要である。 ・ 現在指標となっている英検等以外の資格を取得している教員も多いため、それらの検定も指標に追加するべきと考える。 ・ 合格できる英語力は保有していても、離島等地理的要因により受験できない場合もあり、受験機会拡大のための環境整備が必要である。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を取得するメリットがない以上、英検等の受験推進は困難であり、国による支援策の明確化が必要である。 ・ 受験勉強等に時間を要してまで取得する必要性が明らかにされておらず、教員のモチベーションが高まらない。 ・ 目標を達成するためには、英語教員に求められる英語力を身につけたことに対するインセンティブ（具体的には、給料やボーナスのアップ）も必要ではないか。 |

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 英語教員の英語力の向上に関する取組状況

(要旨)

調査した37教育委員会では、教員の英語力向上のため、①教員の英検等の受験率向上のための受験料の補助や一定の英語力を有する教員確保のための特別選考制度、②「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」（文部科学省）による教員研修などの取組を実施している。

(英検等の受験促進、教員の特別選考)

英語教員の外部検定試験については、検定ごとに特別価格で受験できる制度があるが、国による直接的な受験料の補助は実施されていない。

また、文部科学省は、平成23年度に都道府県等教育委員会に対し、英語によるコミュニケーション能力（英検準1級、TOEFL iBT80点等、一定以上のスコアの所持など）を十分に考慮した採用選考の実施に努める通知を発出しており、平成27年度における教育委員会の取組をみると、i) 英語教科試験や英語教養試験の免除等、一部試験を免除する（19教育委員会）、ii) 一次専門試験の基礎点を加点するなどの加点措置を行う（16教育委員会）、iii) 二次試験の筆記試験をディスカッションに変更するなどの特別の選考を行う（17教育委員会）などの措置がとられている。

一方、調査した教育委員会の中には、i) 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、受験料の補助を実施又は実施予定とするもの（7教育委員会）、ii) 独自の財源により、受験料を全額補助するもの（1教育委員会）のほか、受験料補助は行わず、英検準1級等所定の資格を未取得の教員に対し、外部検定試験を受験させて、その結果を報告することを求めて取得率アップに取り組む例（1教育委員会）もみられた。

調査した教育委員会からは、英語教員の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語教員の英語力向上に効果があるとして、補助の拡大や特別価格の受験制度の継続・拡大のための国の支援を要望する意見が多数みられた。

(外部専門機関と連携した英語力向上事業による教員研修)

文部科学省は、前述の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の指導力向上を目的とした「外部専門機関と連携した英語指導力向上等事業」を実施している。

本事業について、調査した教育委員会からは、本事業を効果的と評価し（12教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見（9教育委員会）もみられた。

調査した 37 教育委員会では、教員の英語力向上のため、①教員の英検等の受験率向上のための受験料の補助や一定の英語力を有する教員確保のための特別選考制度、②「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」（文部科学省）による教員研修などの取組を実施している。

a 英検等の受験促進、教員の特別選考採用

英語教員の外部検定試験については、図表 3-(3)-イ-④のとおり、文部科学省からの要請を受け（注）、検定ごとに特別価格で受験できる制度が設けられているが、国による直接的な受験料の補助は実施されていない。

（注）「国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的方策」（平成 23 年 6 月 30 日外国語能力の向上に関する検討会）において、生徒の英語力向上を図るためには、英語教員の英語力・指導力の強化が極めて重要とされ、その具体的方策の一つとして、「国、教育委員会は、英語教員に英検、TOEFL、TOEIC 等の外部検定試験を受験するよう促すとともに、英語教員に少なくとも求められる英語力についてその達成状況を把握・公表する」との指摘を踏まえ、各検定機関に対して支援を要請したものである。

図表 3-(3)-イ-④ 外部検定試験別の英語教員の受験料（平成 27 年度）

| 区 分 | 割引後の受験料（正規料金） | 対 象 |
|-------------------------------|--|--|
| 実用英語技能検定（英検） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級：4,000 円（8,400 円） ・ 準 1 級：3,000 円（6,900 円） ・ 2 級：2,500 円（5,800 円） （2 級は小学校教員のみ対象） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内の小学校に勤務する常勤の教員（1 級、準 1 級及び 2 級） ・ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員（1 級及び準 1 級） |
| TOEFL iBT（インターネット版 TOEFL テスト） | 21,000 円（230 米ドル） ※ 適用上限は 1,000 人まで | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員 |
| TOEIC 公開テスト | 2,000 円（5,725 円） | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員 |
| GTEC CTE（4 技能） | 5,065 円（6,480 円） | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員 |
| Cambridge English | ○ケンブリッジ英検 <ul style="list-style-type: none"> ・ KET：7,500 円（9,720 円） ・ PET：9,000 円（11,880 円） ・ FCE：15,500 円（19,980 円） ・ CAE：17,000 円（22,140 円） ・ CPE：19,500 円（25,380 円） ○TKT（英語教授知識認定テスト） <ul style="list-style-type: none"> ・ 7,200 円（9,500 円） | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員 |
| IELTS | 20,000 円 | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員 |

（注）1 当省の調査結果による。

2 特別検定制度の提供内容は年度により異なる。

また、文部科学省は、「教員採用等の改善について（通知）」（平成 23 年 12 月 27 日付け 23 文科初第 1334 号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、都道府県等教育委員会に対し、英語によるコミュニケーション能力（英検準 1 級、TOEFL iBT80 点等、一定以上のスコアの所持など）を十分に考慮した採用選考の実施に努めるよう求めている。

これを受けた教育委員会の取組をみると、図表 3-(3)-イ-⑤のとおり、平成 27 年度の例では、i) 英語教科試験や英語教養試験の免除等、一部試験を免除する（19 教育委員会）、ii) 一次専門試験の基礎点を加点するなどの加点措置を行う（16 教育委員会）、iii) 二次試験の筆記試験をディスカッションに変更するなどの特別の選考を行う（17 教育委員会）、v) 特別免許状（注）を活用した選考を行う（4 教育委員会）措置がとられている。

（注）特別免許状は、教員免許を保有していないが、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として活用する際に都道府県教育委員会が授与する免許状のことである。

図表 3-(3)-イ-⑤ 都道府県等における特別選考等の実施状況（平成 24 年度～27 年度）

（単位：教育委員会、%）

| 区 分 | 平成 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一部試験免除 | 18 (26.9) | 17 (25.0) | 19 (27.9) | 19 (27.9) |
| 加点制度 | - | - | 8 (11.8) | 16 (23.5) |
| 特別選考 | 16 (23.9) | 16 (23.5) | 19 (27.9) | 17 (25.0) |
| 特別免許状を活用した選考 | 2 (3.0) | 3 (4.4) | 4 (5.9) | 4 (5.9) |

（注）1 「公立学校教員採用選考試験の実施方法について」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 () 内は「公立学校教員採用選考試験の実施方法について」の調査対象となった教育委員会（平成 24 年度：67 教育委員会、25 年度以降：68 教育委員会）に対し、特別選考を実施している教育委員会が占める割合である。

3 「加点制度」の実施状況は平成 26 年度から把握している。

一方、当省が調査した教育委員会の中には、図表 3-(3)-イ-⑥のとおり、i) 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、英検等の受験料の補助を実施又は実施予定とするもの（7 教育委員会）のほか、ii) 独自財源により、受験料を全額補助するもの（1 教育委員会）がみられた。

このほか、受験料補助は行わず、外部検定試験を受験させて、英検準 1 級等所定の資格を未取得の教員に対し、その結果を報告することを求めて取得率アップに取り組む例（1 教育委員会）もみられた。

図表3-(3)-イ-⑥ 当省が調査した教育委員会における外部検定試験に対する補助等の取組内容

| 区 分 | 取組内容 | 実施主体 |
|---|--|----------|
| 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、英検等の受験料の補助を実施又は実施予定 | 平成26年度から中学校・高等学校の英語教員の英検受験料を全額補助（一人年間1回のみ） | 秋田県教育委員会 |
| | 平成26年度から県が実施する「英語指導力向上セミナー」において、英検準1級、TOEFL iBT80点以上、TOEIC730点以上程度の資格を取得していない者及び受験を希望する者に対して実施するTOEIC IPテストの受験料を全額補助 | 山形県教育委員会 |
| | 平成26年度から高等学校英語教員の初任者研修においてTOEIC IPテストを実施し、その受験料を全額補助 | 埼玉県教育委員会 |
| | 平成28年度から「中・高英語教員指導力向上事業」を受講した中学校・高等学校英語教員のうち、希望者120人分の英検受験料を全額補助 | 千葉県教育委員会 |
| | 平成26年度から中学校・高等学校英語教員を対象とした各種研修において、TOEIC IPテストを実施し、その受験料を全額補助 さらに、平成28年度からは、採用から4・6・12年目に受講する研修において、英検準1級等の資格を有していない中学校・高等学校英語教員に対しTOEIC IPテストの受験を義務化 | 岐阜県教育委員会 |
| | 平成26年度から中学校・高等学校英語教員、小学校・総合支援学校教員のうち希望する者に対して、英検準1級以上、TOEFL iBT、TOEIC IPテストの受験料を全額補助 | 京都市教育委員会 |
| | 平成27年度から中学校の新規採用英語教員に対して英検等の受験料を全額補助 さらに、平成28年度からは、英語教育推進リーダーによる研修に参加した中学校・高等学校英語教員にTOEIC IPテストの受験を義務付け、その受験料を全額補助 | 福岡県教育委員会 |
| 独自財源により、受験料を全額補助 | 平成24年度から府立学校英語教員を対象に英検の受験料を全額補助 さらに、平成28年度から府が実施する「英語教育人材育成強化事業」において、中学校の英語担当教員の英検等外部検定試験の受験率を向上させることを目的として、50歳未満の中学校の英語担当教員全員が対象となる研修において、TOEIC IPテストを実施 | 京都府教育委員会 |
| 受験料補助は行わず、外部検定試験を受験させて、英検準1級等所定の資格を未取得の教員に対し、その結果を報告することを要求 | | 広島県教育委員会 |

(注) 当省の調査結果による。

調査した教育委員会からは、図表 3-(3)-イ-⑦のとおり、英語教員の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語教員の英語力向上に効果があるとして、補助の拡大や特別価格の受験制度の継続・拡大のための国の支援を要望する意見が多数みられた。

図表 3-(3)-イ-⑦ 英語教員の英検等の受験料の補助や特別価格による受験制度に対する教育委員会の意見の例

| 意見の内容 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 英検等の外部検定試験の特別価格での受験は、受験者の負担軽減となり、受験意欲、英語力の強化にもつながるので、継続を求める。 教員の英語力の目標については、外部検定試験を受験することが前提となることから、受験料を全額補助するなどの措置を講じないと、取得率以前に受験率を上げることが難しいと感じている。教員の外部検定試験の受験率を上げるため、教員を対象とした特別価格による受験制度について、更に割引額を上げる必要があると考える。 教員が英検を受験する場合、公益財団法人日本英語検定協会の教員専用特別検定料制度があり、約半額で受験できるが、教員の英語力向上のため、無償とするなど更なる拡充・支援を求める。 教員の資格取得が進むよう、現在行われている外部検定試験の特別価格による受験制度の実施に加え、オンラインの活用等、受験が容易になるような試験も実施してほしい。 教員の英語力の強化を求めるのであれば、外部検定試験による英語力判定に対して、各検定試験実施機関による自主的な割引にとどまらず、国として主体的な方策を提示すべきである。 |

(注) 当省の調査結果による。

b 外部専門機関と連携した英語力向上事業による教員研修

文部科学省は、前述の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の指導力向上を目的とした「外部専門機関と連携した英語指導力向上等事業」を実施しており、前述のとおり、文部科学省の平成 28 年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

本事業について、調査した教育委員会からは、図表 3-(3)-イ-⑧のとおり、本事業を効果的と評価し（12 教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見（9 教育委員会）もみられた。

図表 3-(3)-イ-⑧ 教員研修に係る都道府県等教育委員会における意見の例

| 区 分 | 意見の主な内容 |
|------------------------------------|---|
| 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」研修協力校での授業改善の取組により、県が実施する英語指導力向上セミナーで学んだ成果を授業実践にいかし、普及することができ、教員の英語力向上への必要感と意欲の向上につながっている。 ・ 英語教育推進リーダー中央研修の参加者による研修を実施することにより、最新の英語教育についての情報提供を行うとともに、グローバル・スタディ科教員の実践的な指導技術が高まっている。 ・ 英語教育推進リーダー中央研修の受講により、オールイングリッシュによる授業展開等、授業改善が図られつつあり、当該研修後の各域内における普及研修の実施も進められている。 |
| 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を含めた教員研修の拡充を要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育推進リーダー中央研修に参加できる定員の関係で英語担当教員が全員参加できる状況ではないため、研修参加枠を広げてほしい。 ・ 多忙な教員が自由な時間に学ぶことができるよう、オンライン等を活用した英語力向上に係る学習支援が必要である。 |

(注) 当省の調査結果による。